



発行 新潟県

第23号

平成25年3月22日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

- 383 身体障害者福祉法による医師の指定辞退(障害福祉課)
- 384 障害者自立支援法施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届(障害福祉課)
- 385 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定(障害福祉課)
- 386 障害者自立支援法による指定一般相談支援事業者の指定(障害福祉課)
- 387 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課)
- 388 種苗生産事業者の登録(治山課)
- 389 土地改良区役員の住所の変更届(農地計画課)
- 390 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 391 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 392 換地処分(農地整備課)
- 393 換地処分(農地整備課)
- 394 換地処分(農地整備課)
- 395 交換分合計画の縦覧(農地整備課)
- 396 公共測量の終了通知(監理課)
- 397 道路の区域変更(道路管理課)
- 398 道路の供用開始(道路管理課)
- 399 道路の区域変更(道路管理課)
- 400 道路の供用開始(道路管理課)
- 401 道路の区域変更(道路管理課)
- 402 道路の供用開始(道路管理課)
- 403 道路の区域変更(道路管理課)
- 404 道路の供用開始(道路管理課)
- 405 堤防と園路との兼用工作物の管理方法の協議成立(河川管理課)
- 406 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)
- 407 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)
- 408 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 409 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 410 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)
- 411 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)

公 告

一般競争入札の実施(出納局会計検査課)

人事委員会規則

6-1717 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)

公安委員会規則

- 5 新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部を改正する規則(警務課)
- 6 新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通企画課)

正 誤

平成24年7月24日付け県報第57号告示第944号中(道路管理課)

平成24年7月24日付け県報第57号告示第945号中(道路管理課)

告 示

◎新潟県告示第383号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

平成25年 3 月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

氏 名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	辞退年月日
小幡 光一	内科	小千谷総合病院	小千谷市本町1-13-33	H24.10.5
角 優	内科	長岡西病院	長岡市三ツ郷屋町371-1	H25.1.31

◎新潟県告示第384号

障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年 3 月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	住 所	担当する医療の種類	廃止年月日
燕労災病院	燕市佐渡633番地	整形外科に関する医療	平成25年 2 月 1 日

◎新潟県告示第385号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年 3 月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
居宅介護	ニチイケアセンター長岡末広	長岡市末広一丁目1番7号	株式会社ニチイ学館	平成25年 3月1日
重度訪問介護	ニチイケアセンター長岡末広	長岡市末広一丁目1番7号	株式会社ニチイ学館	平成25年 3月1日
同行援護	ニチイケアセンター長岡末広	長岡市末広一丁目1番7号	株式会社ニチイ学館	平成25年 3月1日

◎新潟県告示第386号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定による指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年 3 月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
---------	--------	-----	-----	-------

地域移行支援	上越市社会福祉協議会	上越市寺町2-20-1	社会福祉法人上越市社会福祉協議会	平成25年3月1日
地域定着支援	上越市社会福祉協議会	上越市寺町2-20-1	社会福祉法人上越市社会福祉協議会	平成25年3月1日
地域移行支援	長岡市障害者生活支援センターふかさわ	長岡市西津町字原4668番地	社会福祉法人長岡福祉協会	平成25年3月1日
地域定着支援	長岡市障害者生活支援センターふかさわ	長岡市西津町字原4668番地	社会福祉法人長岡福祉協会	平成25年3月1日
地域移行支援	障害者支援センターあさひ	長岡市旭町2丁目3番3号	社会福祉法人中越福祉会	平成25年3月1日
地域定着支援	障害者支援センターあさひ	長岡市旭町2丁目3番3号	社会福祉法人中越福祉会	平成25年3月1日
地域移行支援	そよかぜ	佐渡市千種丙205番地2	社会福祉法人佐渡福祉会	平成25年3月1日
地域定着支援	そよかぜ	佐渡市千種丙205番地2	社会福祉法人佐渡福祉会	平成25年3月1日
地域移行支援	地域生活支援センターサンスマイル	長岡市中沢町663番地1	社会福祉法人長岡福祉協会	平成25年3月1日
地域定着支援	地域生活支援センターサンスマイル	長岡市中沢町663番地1	社会福祉法人長岡福祉協会	平成25年3月1日
地域移行支援	地域生活支援センターやすらぎ	燕市吉田大保町25番15号	社会福祉法人燕・西蒲原福祉会	平成25年3月1日
地域定着支援	地域生活支援センターやすらぎ	燕市吉田大保町25番15号	社会福祉法人燕・西蒲原福祉会	平成25年3月1日

◎新潟県告示第387号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年3月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス事業所 虹のオアシス	長岡市三和3丁目123-1	社会福祉法人中越福祉会	平成25年3月1日

◎新潟県告示第388号

林業種苗法(法律第89号)第10条第3項の規定により、種苗生産事業者を次のとおり登録した。

平成25年3月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

登録番号	生産事業者		生産事業の内容				事業所		登録年月日
	氏名又は名称	住所又は所在地	種穂		苗木		名称	所在地	
			採取	精選	幼苗の育成	幼苗以外の苗木育成			
615	グリーン産業株式会社	新潟市中央区神道寺2丁目2番10号	○	○	○	○	グリーン産業株式会社	新潟市中央区神道寺	平成25年3月11日

◎新潟県告示第389号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、魚沼市の魚沼市土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の届出があった。

平成25年 3 月22日

新潟県魚沼地域振興局長

1 変更前

理事 魚沼市田戸543番地 大平 栄一
" 魚沼市堀之内359番地甲 吉田 英夫

2 変更後

理事 魚沼市田戸651番地 1 大平 栄一
" 魚沼市堀之内359番地 1 吉田 英夫

◎新潟県告示第390号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新潟市の葛塚土地改良区の定款の変更を平成25年3月12日認可した。

平成25年 3 月22日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第391号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営下田尻地区区画整理(経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 3 月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成25年3月25日から平成25年4月19日まで

3 縦覧に供する場所

柏崎市役所

4 その他

(1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。

(2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第392号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、津南町を地域とする県営農業用排水施設整備・農業用道路整備・区画整理・農用地改良保全(中山間地域総合整備)事業津南地区(岡1換地区)に係る換地処分をした。

平成25年 3 月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

◎新潟県告示第393号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、津南町を地域とする県営農業用排水施設整備・農業用道路整備・区画整理・農用地改良保全(中山間地域総合整備)事業津南地区(岡2換地区)に係る換地処分をした。

平成25年 3 月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

◎新潟県告示第394号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、津南町を地域とする県営農業用排水施設整備・農業用道路整備・区画整理・農用地改良保全(中山間地域総合整備)事業津南地区(太田新田換地区)に係る換地処分をした。

平成25年3月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

◎新潟県告示第395号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第99条第1項の規定により、加治郷土地改良区から申請のあった交換分合計画を相当と認めたので、平成25年3月25日から平成25年5月8日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年3月22日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	縦覧の書類	縦覧の場所
新発田市 加治郷土地改良区	紫雲寺・中川地区	交換分合	交換分合計画書の写し	新発田市役所加治川庁舎

- この処分について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に新潟県新発田地域振興局長に申し出ることができる。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（処分についての異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する決定があったことを知った日から6箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第396号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、長岡市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年3月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 作業種類 公共測量（2級水準測量）
- 作業期間 平成24年9月1日から平成25年1月31日まで
- 作業地域 長岡市内

◎新潟県告示第397号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 道路の種類 県道
- 路線名 白根安田線
- 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
五泉市土深字狐島634番4から 同市荻曾根字西灰塚227番まで	新	(A)7.2～12.2メートル	210.9メートル
		(B)7.2～17.0メートル	236.0メートル
	旧	7.2～12.2メートル	210.9メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第398号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年 3 月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 白根安田線
- 2 供用開始の区間
五泉市土深字狐島634番4から同市荻曾根字西灰塚227番まで
- 3 供用開始の期日 平成25年 3 月22日

◎新潟県告示第399号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年 3 月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 国上公園線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
燕市国上字要害 1403 番 1 から 同市国上字要害 1404 番 1 まで	新	6.5～35.3メートル	465.8メートル
	旧	5.2～14.2メートル	464.2メートル

◎新潟県告示第400号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年 3 月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 国上公園線
- 2 供用開始の区間
燕市国上字要害 1403 番 1 から同市国上字要害 1404 番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成25年 3 月22日

◎新潟県告示第401号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年 3 月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 本高津戸野目線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
-----	------	-----------	-----

上越市大字四ヶ所字屋敷添 385 番 1 から	新	15.9～35.4メートル	142.4メートル
同市大字四ヶ所字井戸田419番 1 まで	旧	15.9～39.2メートル	142.4メートル

◎新潟県告示第402号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 本高津戸野目線
- 2 供用開始の区間
上越市大字四ヶ所字屋敷添 385 番 1 から同市大字四ヶ所字井戸田 419 番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月22日

◎新潟県告示第403号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中尾水込線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
糸魚川市大字木浦字岸ノ下 21439 番 1 から	新	5.2～50.5メートル	494.5メートル
同市大字木浦字笹尾21131番 1 まで	旧	5.2～41.2メートル	494.2メートル

◎新潟県告示第404号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 中尾水込線
- 2 供用開始の区間
糸魚川市大字木浦字岸ノ下21439番 1 から同市大字木浦字笹尾21131番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月22日

◎新潟県告示第405号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と園路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県新潟地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成25年 3月22日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 河川の名称
一級河川信濃川水系通船川
- 2 河川管理施設の名称または種類
通船川左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
新潟市東区大形本町1丁目1807番1地先から新潟市東区大形本町1丁目1754番1地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び住所
名称 公園管理者 新潟市長 篠田 昭
住所 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
- 5 管理の内容
(1) 公園専用施設(園路の路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、園路の付属物その他専ら園路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(園路の付属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
(2) 原則として公園専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間
平成25年3月7日から園路の存続する日まで

◎新潟県告示第406号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び長岡地域振興局において縦覧に供する。

平成25年 3月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 区域の名称
栃尾栄町(2)急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱7号と1号を結んだ線に囲まれた区域
長岡市
栄町一丁目

420番3地先水路敷	1号
406番5	2号
407番1	3号
417番甲	4号
414番	5号
6番1	6号
138番1	7号

◎新潟県告示第407号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び長岡地域振興局において縦覧に供する。

平成25年 3月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 区域の名称
沖布急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から14号までを順次結んだ線及び標柱14号と1号を結んだ線に囲まれた区域
長岡市

上塩字沖布 1890番5	1号
二日町字裏の山 2303番	2号から5号
上塩字塩別当沢 3449番1	6号及び8号
3450番1	7号
3449番2	9号及び10号
上塩字沖布 1910番6	11号
塩別当沢 3450番1	12号
上塩字沖布 1900番1	13号
1895番3	14号

◎新潟県告示第408号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成22年6月11日新潟県告示第900号）を次のとおり解除する。

平成25年3月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
川向地区	柏崎市高柳町石黒	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第409号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成22年6月11日新潟県告示第901号）の指定を解除する。

平成25年3月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
川向地区	柏崎市高柳町石黒	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第410号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年3月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
瀬波温泉(1)地区	村上市浜新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬波温泉(2)地区	村上市瀬波温泉2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬波温泉(3)地区	村上市瀬波温泉2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬波温泉(4)地区	村上市瀬波温泉2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬波温泉(5)地区	村上市瀬波温泉2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬波温泉(6)地区	村上市瀬波温泉2丁目・ 瀬波温泉3丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬波温泉(7)地区	村上市瀬波温泉3丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
サカサマ谷地区	村上市岩船三日市	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浦田山沢地区	村上市瀬波温泉3丁目	次の図のとおり	土石流
下ノ沢地区	村上市瀬波温泉2丁目・ 瀬波温泉3丁目	次の図のとおり	土石流
北狐沢地区	村上市瀬波温泉3丁目	次の図のとおり	土石流
狐沢地区	村上市瀬波温泉3丁目	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
払川地区	東蒲原郡阿賀町払川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
払川沢地区	東蒲原郡阿賀町払川	次の図のとおり	土石流
亀ノ沢地区	東蒲原郡阿賀町払川	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備え置いて縦覧に供する。)

3 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
九川地区	長岡市九川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
九川(2)地区	長岡市九川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
九川(3)地区	長岡市九川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

九川(4)地区	長岡市九川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
九川(5)地区	長岡市九川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
九川(6)地区	長岡市九川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
九川(7)地区	長岡市九川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
九川(8)地区	長岡市九川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
九川(9)地区	長岡市九川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮野沢地区	長岡市九川	次の図のとおり	土石流
ジガ沢地区	長岡市九川	次の図のとおり	土石流
中戸川地区	長岡市九川	次の図のとおり	土石流
中戸沢地区	長岡市九川	次の図のとおり	土石流
細ヶ沢地区	長岡市九川	次の図のとおり	土石流
中野谷川地区	長岡市九川	次の図のとおり	土石流
前之沢地区	長岡市九川	次の図のとおり	土石流
オオツボ沢地区	長岡市九川	次の図のとおり	土石流
九川(2)地区	長岡市九川	次の図のとおり	土石流
九川(3)地区	長岡市九川	次の図のとおり	土石流
九川(4)地区	長岡市九川	次の図のとおり	土石流
九川(5)地区	長岡市九川	次の図のとおり	土石流
九川(7)地区	長岡市九川	次の図のとおり	土石流
九川地区	長岡市九川	次の図のとおり	地すべり
本津川(1)地区	長岡市本津川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本津川(3)地区	長岡市本津川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稚児清水川1地区	長岡市本津川	次の図のとおり	土石流
タキノソウ沢地区	長岡市本津川	次の図のとおり	土石流
高森沢地区	長岡市本津川	次の図のとおり	土石流

本津川地区	長岡市本津川	次の図のとおり	地すべり
のげま(2)地区	長岡市北荷頃・本津川	次の図のとおり	地すべり
大積町1丁目地区	長岡市大積町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積町1丁目(3)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積町1丁目(4)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積町1丁目(2)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積町2丁目(2)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積町2丁目(3)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積町1丁目(5)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積町2丁目(5)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積町3丁目地区	長岡市大積町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積町3丁目(3)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積町3丁目(4)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積町3丁目(5)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積町3丁目(6)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積町3丁目(7)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積町(1)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積町(2)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積町(3)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積町(4)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積町(5)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積町(6)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積町(7)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩清水川(1)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	土石流
岩清水川(2)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	土石流

大積川地区	長岡市大積町	次の図のとおり	土石流
西の谷地区	長岡市大積町	次の図のとおり	土石流
イラヌ谷右溪(1)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	土石流
イラヌ谷右溪(2)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	土石流
イラヌ谷右溪(3)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	土石流
イラヌ谷右溪(4)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	土石流
イラヌ谷右溪(5)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	土石流
天上山地区	長岡市大積町	次の図のとおり	土石流
大積J(1)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	土石流
早刈川地区	長岡市大積町	次の図のとおり	土石流
馬平(1)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	土石流
馬平(2)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	土石流
洞之入地区	長岡市大積町	次の図のとおり	土石流
大積地区	長岡市大積町	次の図のとおり	地すべり
岩村地区	長岡市一之貝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
八日屋敷地区	長岡市一之貝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
向山地区	長岡市一之貝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
前田地区	長岡市一之貝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一之貝(2)地区	長岡市一之貝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
前田(2)地区	長岡市一之貝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一之貝(4)地区	長岡市一之貝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一之貝(5)地区	長岡市一之貝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一之貝(6)地区	長岡市一之貝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一之貝(7)地区	長岡市一之貝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一之貝(8)地区	長岡市一之貝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

一之貝(9)地区	長岡市一之貝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一之貝(10)地区	長岡市一之貝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一之貝(11)地区	長岡市一之貝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一之貝(12)地区	長岡市一之貝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
矢津川支溪地区	長岡市一之貝	次の図のとおり	土石流
一之貝(2)地区	長岡市一之貝	次の図のとおり	土石流
矢津川地区	長岡市一之貝	次の図のとおり	地すべり
建石地区	長岡市一之貝	次の図のとおり	地すべり
一之貝地区	長岡市一之貝	次の図のとおり	地すべり
大沢入地区	長岡市一之貝	次の図のとおり	地すべり
一之貝上地区	長岡市一之貝	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

4 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山鼻地区	南魚沼市津久野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮ノ脇地区	南魚沼市津久野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂井入沢地区	南魚沼市津久野	次の図のとおり	土石流
二ツ谷入沢地区	南魚沼市津久野	次の図のとおり	土石流
荒谷沢地区	南魚沼市津久野	次の図のとおり	土石流
中村川地区	南魚沼市津久野	次の図のとおり	土石流
舟窪沢(1)地区	南魚沼市津久野・二日町	次の図のとおり	土石流
舟窪沢(2)地区	南魚沼市津久野・二日町	次の図のとおり	土石流
彦八入地区	南魚沼市津久野	次の図のとおり	土石流
ヨシノ沢地区	南魚沼市津久野	次の図のとおり	土石流
坂井入沢(1)地区	南魚沼市津久野	次の図のとおり	土石流

小入(1)地区	南魚沼市岩崎・津久野上新田	次の図のとおり	土石流
小入(2)地区	南魚沼市岩崎・津久野上新田	次の図のとおり	土石流
仁田口地区	南魚沼市宮野下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮野下地区	南魚沼市宮野下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仁田川(1)地区	南魚沼市宮野下	次の図のとおり	土石流
仁田川(2)地区	南魚沼市上一日市・宮野下	次の図のとおり	土石流
細越沢(1)地区	南魚沼市宮野下	次の図のとおり	土石流
細越沢(2)地区	南魚沼市宮野下	次の図のとおり	土石流
蕪甲地区	南魚沼市宮野下	次の図のとおり	土石流
仁田口伏地区	南魚沼市宮野下	次の図のとおり	地すべり
仁田口地区	南魚沼市宮野下	次の図のとおり	地すべり
宮野下地区	南魚沼市宮野下	次の図のとおり	地すべり
八幡沢地区	南魚沼市君沢	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

5 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大角間(追加Ⅱ)地区	柏崎市大字東長島	次の図のとおり	地すべり
大角間地区	柏崎市大字東長島	次の図のとおり	地すべり
久之木地区	柏崎市大字善根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
佐之久地区	柏崎市大字善根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石川地区	柏崎市大字善根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
飛岡地区	柏崎市大字善根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
久之木(2)地区	柏崎市大字善根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
飛岡(3)地区	柏崎市大字善根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
飛岡(4)地区	柏崎市大字善根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

久木太(1)地区	柏崎市大字善根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
久木太(2)地区	柏崎市大字善根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
善根(1)地区	柏崎市大字善根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
善根(2)地区	柏崎市大字善根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
屏風滝地区	柏崎市大字善根	次の図のとおり	土石流
カジ沢地区	柏崎市大字善根	次の図のとおり	土石流
久木太沢地区	柏崎市大字善根	次の図のとおり	土石流
久之木地区	柏崎市大字善根	次の図のとおり	土石流
石川地区	柏崎市大字善根	次の図のとおり	地すべり
久木太地区	柏崎市大字善根	次の図のとおり	地すべり
堀(1)地区	柏崎市大字堀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堀(2)地区	柏崎市大字堀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堀(3)地区	柏崎市大字堀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堀(4)地区	柏崎市大字堀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堀(5)地区	柏崎市大字堀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堀(6)地区	柏崎市大字堀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堀(1)地区	柏崎市大字堀	次の図のとおり	土石流
堀(2)地区	柏崎市大字堀	次の図のとおり	土石流
堀(3)地区	柏崎市大字堀	次の図のとおり	土石流
堀地区	柏崎市大字南下	次の図のとおり	地すべり
川向地区	柏崎市高柳町石黒	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

6 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
北山(2)地区	糸魚川市大字水保	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

北山(3)地区	糸魚川市大字水保	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ガン沢地区	糸魚川市大字水保	次の図のとおり	土石流
ムジナ沢地区	糸魚川市大字水保	次の図のとおり	土石流
抜ヶ間谷地区	糸魚川市大字水保	次の図のとおり	土石流
水保地区	糸魚川市大字水保	次の図のとおり	土石流
千丈谷沢(1)地区	糸魚川市大字水保	次の図のとおり	土石流
千丈谷沢(2)地区	糸魚川市大字水保	次の図のとおり	土石流
上羽生地区	糸魚川市大字水保	次の図のとおり	土石流
山中地区	糸魚川市大字水保・田中	次の図のとおり	地すべり
山中山地区	糸魚川市大字水保	次の図のとおり	地すべり
道平地区	糸魚川市大字田中・水保・釜沢・道平	次の図のとおり	地すべり
溝尾(1)地区	糸魚川市大字溝尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
溝尾(2)地区	糸魚川市大字溝尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
後藤川地区	糸魚川市大字溝尾	次の図のとおり	土石流
神明川地区	糸魚川市大字溝尾	次の図のとおり	土石流
上村地区	糸魚川市大字溝尾	次の図のとおり	地すべり
堂沢地区	糸魚川市大字溝尾	次の図のとおり	地すべり
吉尾地区	糸魚川市大字溝尾・須川・物出	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

7 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
秋津(14)地区	佐渡市秋津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
戸地沢(1)地区	佐渡市戸地	次の図のとおり	土石流
戸地沢(2)地区	佐渡市戸地	次の図のとおり	土石流
戸地沢(3)地区	佐渡市戸地	次の図のとおり	土石流

戸地沢(4)地区	佐渡市戸地	次の図のとおり	土石流
戸地沢(5)地区	佐渡市戸地	次の図のとおり	土石流
新畑沢地区	佐渡市稲鯨	次の図のとおり	土石流
北川内沢地区	佐渡市北川内	次の図のとおり	土石流
沢崎(1)地区	佐渡市沢崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沢崎(2)地区	佐渡市沢崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沢崎(3)地区	佐渡市沢崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沢崎川地区	佐渡市沢崎	次の図のとおり	土石流
白木(1)地区	佐渡市沢崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三ッ屋地区	佐渡市沢崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白木(2)地区	佐渡市沢崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白木(3)地区	佐渡市沢崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝ノ下地区	佐渡市沢崎	次の図のとおり	土石流
坊ヶ崎地区	佐渡市玉崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
玉崎(1)地区	佐渡市玉崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
玉崎(2)地区	佐渡市玉崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
玉崎(3)地区	佐渡市玉崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
玉崎(4)地区	佐渡市玉崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
玉崎(5)地区	佐渡市玉崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
戸中(3)地区	佐渡市戸中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
戸中(4)地区	佐渡市戸中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
戸中(5)地区	佐渡市戸中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
観音川地区	佐渡市戸中	次の図のとおり	土石流
戸中沢(1)地区	佐渡市戸中	次の図のとおり	土石流
戸中沢(2)地区	佐渡市戸中	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第411号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年3月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
瀬波温泉(1)地区	村上市浜新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬波温泉(2)地区	村上市瀬波温泉2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬波温泉(3)地区	村上市瀬波温泉2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬波温泉(4)地区	村上市瀬波温泉2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬波温泉(5)地区	村上市瀬波温泉2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬波温泉(6)地区	村上市瀬波温泉2丁目・瀬波温泉3丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬波温泉(7)地区	村上市瀬波温泉3丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
サカサマ谷地区	村上市岩船三日市	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北狐沢地区	村上市瀬波温泉3丁目	次の図のとおり	土石流
狐沢地区	村上市瀬波温泉3丁目	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
払川地区	東蒲原郡阿賀町払川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
払川沢地区	東蒲原郡阿賀町払川	次の図のとおり	土石流
亀ノ沢地区	東蒲原郡阿賀町払川	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備え置いて縦覧に供する。)

3 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
九川地区	長岡市九川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
九川(2)地区	長岡市九川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
九川(3)地区	長岡市九川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
九川(4)地区	長岡市九川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
九川(5)地区	長岡市九川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
九川(6)地区	長岡市九川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
九川(7)地区	長岡市九川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
九川(8)地区	長岡市九川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
九川(9)地区	長岡市九川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
オオツボ沢地区	長岡市九川	次の図のとおり	土石流
九川(4)地区	長岡市九川	次の図のとおり	土石流
本津川(1)地区	長岡市本津川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本津川(3)地区	長岡市本津川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稚児清水川1地区	長岡市本津川	次の図のとおり	土石流
タキノソウ沢地区	長岡市本津川	次の図のとおり	土石流
高森沢地区	長岡市本津川	次の図のとおり	土石流
大積町1丁目地区	長岡市大積町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積町1丁目(3)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積町1丁目(4)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積町1丁目(2)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積町2丁目(2)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積町2丁目(3)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

大積町1丁目(5)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積町2丁目(5)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積町3丁目地区	長岡市大積町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積町3丁目(3)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積町3丁目(4)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積町3丁目(5)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積町3丁目(6)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積町3丁目(7)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積町(1)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積町(2)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積町(3)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積町(5)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積町(6)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積町(7)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
イラス谷右溪(1)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	土石流
イラス谷右溪(3)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	土石流
イラス谷右溪(4)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	土石流
イラス谷右溪(5)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	土石流
天上山地区	長岡市大積町	次の図のとおり	土石流
早刈川地区	長岡市大積町	次の図のとおり	土石流
馬平(1)地区	長岡市大積町	次の図のとおり	土石流
洞之入地区	長岡市大積町	次の図のとおり	土石流
岩村地区	長岡市一之具	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
八日屋敷地区	長岡市一之具	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
向山地区	長岡市一之具	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

前田地区	長岡市一之貝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一之貝(2)地区	長岡市一之貝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
前田(2)地区	長岡市一之貝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一之貝(4)地区	長岡市一之貝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一之貝(5)地区	長岡市一之貝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一之貝(6)地区	長岡市一之貝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一之貝(7)地区	長岡市一之貝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一之貝(8)地区	長岡市一之貝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一之貝(9)地区	長岡市一之貝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一之貝(10)地区	長岡市一之貝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一之貝(11)地区	長岡市一之貝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一之貝(12)地区	長岡市一之貝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
矢津川支溪地区	長岡市一之貝	次の図のとおり	土石流
一之貝(2)地区	長岡市一之貝	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

4 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山鼻地区	南魚沼市津久野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮ノ脇地区	南魚沼市津久野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二ツ谷入沢地区	南魚沼市津久野	次の図のとおり	土石流
荒谷沢地区	南魚沼市津久野	次の図のとおり	土石流
坂井入沢(1)地区	南魚沼市津久野	次の図のとおり	土石流
小入(1)地区	南魚沼市岩崎・津久野上新田	次の図のとおり	土石流
小入(2)地区	南魚沼市岩崎・津久野上新田	次の図のとおり	土石流

宮野下地区	南魚沼市宮野下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仁田川(2)地区	南魚沼市上一日市・宮野下	次の図のとおり	土石流
細越沢(2)地区	南魚沼市宮野下	次の図のとおり	土石流
蕪甲地区	南魚沼市宮野下	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

5 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
久之木地区	柏崎市大字善根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
佐之久地区	柏崎市大字善根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石川地区	柏崎市大字善根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
飛岡地区	柏崎市大字善根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
久之木(2)地区	柏崎市大字善根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
飛岡(3)地区	柏崎市大字善根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
飛岡(4)地区	柏崎市大字善根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
久木太(1)地区	柏崎市大字善根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
久木太(2)地区	柏崎市大字善根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
善根(1)地区	柏崎市大字善根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
善根(2)地区	柏崎市大字善根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
屏風滝地区	柏崎市大字善根	次の図のとおり	土石流
カジ沢地区	柏崎市大字善根	次の図のとおり	土石流
久木太沢地区	柏崎市大字善根	次の図のとおり	土石流
堀(1)地区	柏崎市大字堀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堀(2)地区	柏崎市大字堀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堀(3)地区	柏崎市大字堀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

堀(4)地区	柏崎市大字堀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堀(5)地区	柏崎市大字堀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堀(6)地区	柏崎市大字堀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堀(3)地区	柏崎市大字堀	次の図のとおり	土石流
川向地区	柏崎市高柳町石黒	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

6 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
北山(2)地区	糸魚川市大字水保	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北山(3)地区	糸魚川市大字水保	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ムジナ沢地区	糸魚川市大字水保	次の図のとおり	土石流
千丈谷沢(1)地区	糸魚川市大字水保	次の図のとおり	土石流
千丈谷沢(2)地区	糸魚川市大字水保	次の図のとおり	土石流
上羽生地区	糸魚川市大字水保	次の図のとおり	土石流
溝尾(1)地区	糸魚川市大字溝尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
溝尾(2)地区	糸魚川市大字溝尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
後藤川地区	糸魚川市大字溝尾	次の図のとおり	土石流
神明川地区	糸魚川市大字溝尾	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

7 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
戸地沢(2)地区	佐渡市戸地	次の図のとおり	土石流
戸地沢(4)地区	佐渡市戸地	次の図のとおり	土石流

戸地沢(5)地区	佐渡市戸地	次の図のとおり	土石流
新畑沢地区	佐渡市稲鯨	次の図のとおり	土石流
沢崎(1)地区	佐渡市沢崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沢崎(2)地区	佐渡市沢崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沢崎(3)地区	佐渡市沢崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沢崎川地区	佐渡市沢崎	次の図のとおり	土石流
白木(1)地区	佐渡市沢崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三ッ屋地区	佐渡市沢崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白木(2)地区	佐渡市沢崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白木(3)地区	佐渡市沢崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝ノ下地区	佐渡市沢崎	次の図のとおり	土石流
坊ヶ崎地区	佐渡市玉崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
玉崎(1)地区	佐渡市玉崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
玉崎(2)地区	佐渡市玉崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
玉崎(3)地区	佐渡市玉崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
玉崎(4)地区	佐渡市玉崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
玉崎(5)地区	佐渡市玉崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
戸中(4)地区	佐渡市戸中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
戸中(5)地区	佐渡市戸中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
戸中沢(1)地区	佐渡市戸中	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、除雪機械等について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける

ものである。

平成25年3月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

ア ロータリ除雪車 (2.2m級、スイング式雪切板付)	1台
イ ロータリ除雪車 (2.2m級、スイング式雪切板、後輪ダブルタイヤ付)	1台
ウ ロータリ除雪車 (2.2m級、スイングオーガ装置、後輪ダブルタイヤ付)	1台
エ ロータリ除雪車 (2.6m、220kW級)	1台
オ ロータリ除雪車 (2.6m、220kW級、スイング式雪切板付)	1台
カ ロータリ除雪車 (2.6m、220kW級、スイングオーガ装置付)	4台
キ ロータリ除雪車 (2.6m級、スイング式雪切板付)	1台
ク 除雪ドーザ (13t級、マルチプラウ、反転エッジ付)	1台
ケ 除雪ドーザ (16t級、マルチプラウ付)	1台
コ 小形除雪車 (1.0m級)	7台
サ 小形除雪車 (1.3m級)	2台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年10月31日(木)

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たり、件名ごとに入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「除雪機械価格」という。)に自賠責保険料を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった除雪機械価格の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達物品の仕様に適合する物品であることが確認できた者であること。

(6) 当該調達物品納入後10年間以上の部品の供給が可能であり、また修理に必要なサービス工場等を有し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にとっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

- (4) 入札書の受領期限
平成25年5月8日(水) 午後5時
- (5) 開札の日時及び場所
平成25年5月9日(木) 午前10時
新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成25年4月25日(木)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。なお、新潟県物品入札参加資格者で、資格審査申請時等に誓約書(物品入札参加資格審査申請書第1号様式別紙8)を提出している者は提出不要とする。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

- (8) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (9) 契約の成立要件

上記1(1)カ)の契約の締結については、新潟県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年新潟県条例第5号)第3条に規定する新潟県議会の議決を要するため、入札による落札者とは、議会の同意があったときに本契約となる旨を内容とする仮契約を締結する。

- (10) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成8年1月新潟県告示第209号)に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (11) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

- ① Rotary snow blower with swing-type snow cutting blade (Clearing width: 2.2-meter class) [1] unit
- ② Rotary snow blower with swing-type snow cutting blade and rear twin wheels (Clearing width: 2.2-meter class) [1] unit
- ③ Rotary snow blower with snow bank clearing auger device and rear twin wheels (Clearing width: 2.2-meter class) [1] unit
- ④ Rotary snow blower (Clearing width: 2.6-meter class ; rated output: 220-kilowatt class) [1]

unit

- ⑤ Rotary snow blower with swing-type snow cutting blade (Clearing width: 2.6-meter class ; rated output: 220-kilowatt class) [1] unit
- ⑥ Rotary snow blower with snow bank clearing auger device (Clearing width: 2.6-meter class ; rated output: 220-kilowatt class) [4] units
- ⑦ Rotary snow blower with swing-type snow cutting blade (Clearing width: 2.6-meter class) [1] unit
- ⑧ Snow plow with multi-purpose plow and reversible edge (Wheel type: 13-ton class) [1] unit
- ⑨ Snow plow with multi-purpose plow (Wheel type: 16-ton class) [1] unit
- ⑩ Small size snow blower (Clearing width:1.0-meter class) [7] units
- ⑪ Small size snow blower (Clearing width:1.3-meter class) [2] units

(2) Deadline for bid participant applications:

5 : 00P.M. April 25, 2013

(3) Date of bid opening:

10 : 00A.M. May 9, 2013

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

JAPAN

TEL: 025-280-5490

E-mail : ngt190030@pref.niigata.lg.jp

人事委員会規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月22日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1717号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（規則第6-118号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
組織上の区分		職	区分	組織上の区分		職	区分
(略)				(略)			
警察	(略)			警察	(略)		
	警察署	(略)	3種		警察署	(略)	3種
		秋葉警察署長 新潟南警察署長				(略)	
(略)			(略)			(略)	
(略)				(略)			
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

この規則は、平成25年3月25日から施行する。

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第5号

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年 3 月22日

新潟県公安委員会

委員長 本 望 雅 子

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則（昭和58年新潟県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

	警 察 官					警察官以外 の職員	合 計
	警 視	警 部	警部補（巡 査部長を含 む。）	巡 査	小 計		
警 察 本 部	70	122	743	186	1,121	443	1,564
警 察 学 校	1	2	16		19	3	22
警 察 署	60	157	1,639	987	2,843	144	2,987
初 任 科 生				132	132		132
合 計	131	281	2,398	1,305	4,115	590	4,705

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

新潟県公安委員会規則第6号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月22日

新潟県公安委員会

委員長 本望 雅子

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改正後		改正前	
別表第2		別表第2	
道路名	区間	道路名	区間
(略)		(略)	
一般国道49号	東蒲原郡阿賀町八ツ田字高反1636番24（福島県境）から新潟市中央区紫竹山3丁目520番1まで	一般国道49号	東蒲原郡阿賀町吉津字大平3818番2から新潟市中央区紫竹山3丁目520番1まで
(略)		(略)	
一般国道113号	新潟市北区太夫浜字川跡4042番2から胎内市村松浜字下原2730番2まで	一般国道113号	新潟市北区太夫浜字川跡4042番2から新潟市北区木崎3560番まで
一般国道113号	北蒲原郡聖籠町大字藤寄字杉谷地2321番4から北蒲原郡聖籠町東港3丁目3355番10まで	一般国道113号	北蒲原郡聖籠町大字蓮野字西山3353番1から胎内市村松浜字下原2730番2まで
(略)		(略)	
主要地方道新潟中央環状線	新潟市南区上塩俵1254番4から新潟市南区北田中780番25まで	主要地方道新潟大外環状線	新潟市南区上塩俵1254番4から新潟市南区北田中780番25まで
主要地方道新潟中央環状線	新潟市北区木崎3560番から新潟市北区笹山東149番まで	主要地方道新潟大外環状線	新潟市北区木崎3560番から新潟市北区笹山826番16まで
(略)		(略)	
一般県道長岡七日市線	(略)	一般県道長岡七日市線	(略)
一般県道新潟東港線	新潟市北区横土居字別行沢211番7から北蒲原郡聖籠町大字藤寄字杉谷地2321番4まで		
一般県道沢海酒屋線	新潟市江南区木津字天王杉1953番6から新潟市江南区木津字天王杉1734番1まで		
(略)		(略)	
市道新津1-380号線	(略)	市道新津1-380号線	(略)
市道榎山下線	新潟市東区榎町47番地から新潟市東区松島2丁目80番1まで		

市道横越木津線	新潟市江南区木津字天王杉1734番1から新潟市江南区横越字上郷410番1まで		
市道新津1-386号線	新潟市秋葉区川口字乙2381番から新潟市秋葉区川口字乙656番1まで		
市道荻川新津線	新潟市秋葉区川口字乙578番10から新潟市秋葉区川口字乙578番12まで		
(略)		(略)	

附 則

この規則中別表第2の一般国道49号の項の改正は平成25年3月30日から、その他の改正は平成25年4月1日から施行する。

正 誤

平成24年7月24日付け新潟県告示第944号(道路の区域変更)中

ページ	行	誤	正
2	33	同市荒町字古道下甲10番1まで	同市荒町字村中甲10番1まで
2	34	同市荒町字古道下甲10番1まで	同市荒町字村中甲10番1まで
2	35	同市荒町字古道下甲10番1まで	同市荒町字村中甲10番1まで

平成24年7月24日付け新潟県告示第945号(道路の供用開始)中

ページ	行	誤	正
3	9	同市荒町字古道下甲10番1まで	同市荒町字村中甲10番1まで